

## 競争参加者の資格に関する公示

**別表公示一覧**に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年3月2日

北海道開発局長 遠藤 達哉

### 1 業務概要

- (1) 業 務 名 **別表公示一覧のA欄**
- (2) 業務内容 当該業務の公告等（※注1）のとおり
- (3) 履行期限 当該業務の公告等（※注1）のとおり

### 2 資格審査申請書の申請方法

#### (1) 受付期間

**別表公示一覧のB欄**（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、受付期限の翌日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時等（※注2）までに設計共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

#### (2) 提出先

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎  
北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011-709-2311 内線5480）  
メールアドレス hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp

#### (3) 提出方法

(2)の提出先に電子メール、持参又は書留郵便により提出すること。

### 3 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付け北海道開発局長。以下「令和6年10月1日付け公示」という。）1（工事区分及び業種区分）の（測量等）の業種区分について設計共同体としての資格があると決定する。

#### (1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 北海道開発局における業種区分「**別表公示一覧のC欄**」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。  
但し、当該資格の決定を受けていない場合は、開札の時等（※注2）において、当該資格の決定を受けていなければならない。
- ③ 当該業務の公告等（※注1）において異なる業種区分の組み合わせによる設計共

同体の参加が認められる場合は、設計共同体協定書第8条第1項において明示された分担業務に応じた業種区分について、令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

但し、当該資格の決定を受けていない場合は、開札の時等（※注2）において、当該資格の決定を受けていなければならない。

- ④ 北海道開発局長から「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 令和6年10月1日付け公示4（測量等）に掲げる以下の点に該当しない者であること。
  - ・不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者
  - ・一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - ・営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- ⑥ 当該業務の業種区分が「補償関係コンサルタント」の場合は、「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、当該業務の公告等（※注1）において競争参加資格等（※注3）とされている部門について当該業務の公告等（※注1）に定める要件を満たしていること。

## (2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

## (3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

## 4 3(1)②の条件を満たしていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

3(1)②の条件を満たしていない者を構成員に含む設計共同体も2により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、3(1)②の条件を満たしていない構成員が3(1)②の条件を満たすことが必要である。また、この場合において、3(1)②の条件を満たしていない構成員が、当該業務に係る開札の時等（※注2）までに3(1)②の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。

## 5 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、北海道開発局長から資格決定通知書により通知する。

## 6 競争参加資格の有効期間

5の設計共同体としての資格の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

### (1) 発注業務の契約の相手となった者

競争参加資格が決定されたときから当該業務の完了払を受けたときまで

### (2) 発注業務の契約の相手とならなかった者

競争参加資格が決定されたときから当該業務の契約が締結された日まで

## 7 資格審査申請書類

### (1) 提出書類及び提出部数

- ① 競争参加資格審査申請書（設計共同体） 1 部
- ② 設計共同体協定書（副本） 1 部

### (2) 申請書類の作成に用いる言語

申請書類は、日本語で作成すること。

### (3) 申請書類の入手方法

申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

## 8 その他

設計共同体の名称は、「〇〇〇〇業務（当該業務名） △△・××設計共同体」とする。

※注1 「公告等」とは、一般競争入札（総合評価落札方式）における入札公告、公募型・簡易公募型競争入札（総合評価落札方式）及び公募型・簡易公募型プロポーザル方式における手続開始の公示をいう。

※注2 「開札の時等」とは、一般競争入札（総合評価落札方式）における開札の時、公募型及び簡易公募型競争入札（総合評価落札方式）における指名通知の時又は公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における技術提案書の提出期限をいう。

ただし、簡易公募型プロポーザル方式のうち、参加表明書と技術提案書を同時に提出する方式である場合は、特定通知の日をいう。

※注3 「競争参加資格等」とは、一般競争入札（総合評価落札方式）の入札公告における「競争参加資格」、公募型・簡易公募型競争入札（総合評価落札方式）の手続開始の公示における「指名されるために必要な要件」、公募型・簡易公募型プロポーザル方式の手続開始の公示における「参加資格」をいう。

## 別表公示一覧

| No. | A<br>業務名                      | B<br>申請受付期間                  | C<br>業種区分   | (参考)<br>発注部局 | (参考)<br>発注方式            |
|-----|-------------------------------|------------------------------|-------------|--------------|-------------------------|
| 1   | 特定漁港漁場整備事業計画資料作成業務            | 令和8年3月2日      ~    令和8年3月13日 | 土木関係コンサルタント | 北海道開発局       | 簡易公募型競争入札<br>(総合評価落札方式) |
| 2   | 北海道の港湾・漁港における海象観測データ信頼性維持検討業務 | 令和8年3月2日      ~    令和8年3月24日 | 土木関係コンサルタント | 北海道開発局       | 一般競争入札(総合評価落札方式)        |
| 3   |                               |                              |             |              |                         |
| 4   |                               |                              |             |              |                         |
| 5   |                               |                              |             |              |                         |
| 6   |                               |                              |             |              |                         |
| 7   |                               |                              |             |              |                         |
| 8   |                               |                              |             |              |                         |
| 9   |                               |                              |             |              |                         |
| 10  |                               |                              |             |              |                         |
| 11  |                               |                              |             |              |                         |
| 12  |                               |                              |             |              |                         |
| 13  |                               |                              |             |              |                         |
| 14  |                               |                              |             |              |                         |
| 15  |                               |                              |             |              |                         |